第一〇類　穀物		
一〇・〇一―一〇・〇八	ＣＴＨ	生産において使用される第一〇類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン		
一一・〇一―一一・〇九	ＣＴＨ	生産において使用される第一〇類、第一一類、第〇七・〇一項、第〇七・一三項、第〇七・一四項、第二三・〇三項及び第〇七一〇・一〇号の全ての材料並びに第〇七一二・九〇号の乾燥ばれいしょが締約国において完全に得られるものであること。
第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		
一二・〇一	ＣＴＨ	
一二・〇二―一二・一四	ＣＴＨ（第一二・〇一項の材料からの変更を除く。）	
第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス		
一三〇一・二〇―一三〇二・一九	ＣＴＨ	
一三〇二・二〇	ＣＴＳＨ（ただし、非原産であるペクチン質は、使用することができる。）	
一三〇二・三二	ＣＴＨ	
一三〇二・三三	ＣＴＳＨ（ただし、ローカストビーンから得た非原産である粘質物及びシックナーは、使用することができる。）	
第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		
一三〇二・三九	ＣＴＨ	
一四・〇一―一四・〇四		生産において使用される第一四類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
一五・〇一―一五・〇六	ＣＴＨ	
一五・〇七		生産において使用される第一二・〇一項及び第一五・〇七項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一五・〇八	ＣＴＨ	
一五・〇九―一五・一〇		生産において使用される全ての植物性材料が締約国において完全に得られるものであること。
一五・一一―一五・一三	ＣＴＨ	
一五・一四		生産において使用される第一二・〇五項及び第一五・一四項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一五・一五	ＣＴＨ	
一五一六・一〇―一五一七・一〇	ＣＴＨ	生産において使用される第一二・〇六項及び第一五・一五項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一五一七・九〇	ＣＣ	
一五・一八―一五・二二	ＣＴＨ	
第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品		
第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
一六・〇一―一六・〇二		生産において使用される第二類、第三類、第一六類及び第一〇・〇六項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一六・〇三		生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一六・〇四―一六・〇五		生産において使用される第二類、第三類、第一六類及び第一〇・〇六項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第一七類　糖類及び砂糖菓子		
一七・〇一	ＣＴＨ	
一七・〇二		ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第〇四・〇四項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇三項の非原産材料の総重量が産品の重量の二十パーセントを超えないこと。
一七・〇三	ＣＴＨ	
一七・〇四		ＣＴＨ。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないことを条件とする。